

みんなで「医療費節約」に取り組みましょう!

今回のテーマはこれ!!

【第三者行為や仕事中のケガ Q&A】

皆さまの保険料で運営している健康保険はいざという時の強い味方ですが、交通事故やケンカによるケガの治療の場合は注意が必要です（それに伴う病気も含む）。

Q1 プライベート時に運転中、交差点で車と接触事故を起こしました。お互い大したケガではなかったので「それぞれ自分の健康保険で治療する」と示談した。



A1 本来は相手方の自賠責保険（または任意保険）から医療費を回収しますが、上記のような示談の場合は、たとえ事故の被害者であっても健康保険の使用にあたり落ち度があります。よって、医療費は当事者負担となり全額返金していただきます。

Q2 自転車で走行中、車に当て逃げされ転倒しケガをしました。



A2 健保組合に連絡のうえ健康保険で治療できますが、「第三者行為による傷病届」を提出してください。また、警察への届け出も必要です（加害者が判明すれば医療費の返還請求を行います）。

Q3 仕事中にケガをしましたが（労災）、勤め先からは自分の不注意だから健康保険で治療するように言われました。

A3 正社員・アルバイト・パートに関係なく、仕事に起因するケガは労災保険で治療します（健康保険は使えません）。勤め先に事実を伝えてから受診してください（遠慮して勤め先に言いにくい等の理由は考慮できません）。

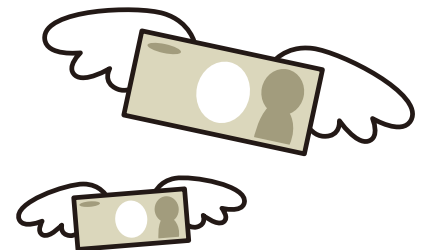
Q4 健保組合から送付されてくる「負傷原因報告書」とは何でしょうか?

A4 健保組合は医療機関に対し医療費を支払いますが、負傷原因までは分かりません。よってケガの治療に対し皆さまに照会しています。

健保組合が回収した医療費

	①第三者行為		②労災通災	
令和元年度	39件	9,677,987円	13件	147,574円
平成30年度	31件	1,756,485円	17件	283,661円
平成29年度	28件	3,119,265円	28件	1,595,428円

※回収できないままであれば、保険料アップの原因になります



安易に健康保険証を使用しない!

もし健康保険で治療する場合でも、事前に健保組合に連絡をいれ「第三者行為による傷病届」を提出してください。